

岡崎市火葬場整備運営事業の優先交渉権者の決定について（速報）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。)第8条第1項の規定により、優先交渉権者及び次点交渉権者を下記のとおり決定しましたので公表します。

なお、P F I 法第11条第1項の規定による客観的評価の結果につきましては、岡崎市火葬場整備運営事業者審査委員会における審査講評を添えて、後日、公表する予定です。

平成25年11月18日

岡崎市長 内田 康宏

記

1 優先交渉権者

グループ名	奥村組グループ
代表企業	株式会社奥村組 名古屋支店
構成員 (代表企業を除く)	株式会社中根組 株式会社日総建 名古屋事務所 太陽築炉工業株式会社 太陽アーモ株式会社 株式会社オーチュー 株式会社オリバー 株式会社長大 名古屋支社

2 次点交渉権者

グループ名	東亜建設工業グループ
代表企業	東亜建設工業株式会社 名古屋支店
構成員 (代表企業を除く)	小原建設株式会社 株式会社トーエネック 岡崎支店 富士建設工業株式会社 太平ビルサービス株式会社 名古屋支店 株式会社 アルクス
協力企業	株式会社山下設計 中部支社 株式会社小林清文建築設計室